



第2次美郷町男女共同参画計画

男女で紡ぐ 人が輝くまち みさと

美 郷 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 町民の意識・実態調査から見た現状

- 1. 男女の地位の平等感について・・・・・・ 6
- 2. 女性の社会参画について・・・・・・・・・・ 10
- 3. 女性と仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4. 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス・・・・・・・・ 14
- 5. 男女共同参画社会づくりへ向けて・・・・・・・・ 16
- 6. その他意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 計画の内容

- 1. 美郷町がめざす男女共同参画社会・・・・・・・・ 20
- 2. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4. 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 具体的な取組

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会づくりに向けた

社会制度・慣行の見直しと意識改革・・・・・・・・ 25

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・ 28

基本目標Ⅲ

男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現・・・・ 29

基本目標Ⅳ

個人の尊厳の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第5章 計画の推進

- 1. 庁内推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2. 関係期間との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3. 計画の進行管理・公表・・・・・・・・・・・・ 37

参考資料

- 1. 島根県男女共同参画推進条例
- 2. 男女共同参画社会基本法
- 3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

そしてこの社会を実現するために、国においては平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。これは平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものです。

平成27年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下、「女性活躍推進法」）が設立しました。この法律では、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んで行くことが求められています。

島根県においては、平成28年3月に「第3次島根県男女共同参画計画」を策定し、豊かで活力のある地域づくりを進めることとしています。

本町においては、平成21年3月に「美郷町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきましたが、固定的な性別役割分担意識は根強い中、女性の高学歴化や晩婚化、仕事に対する意識など、ライフスタイルにおける価値観や社会の環境は、大きく変化しています。

また、平成18年9月に策定した「美郷町第1次長期総合計画」において、本町が目指す将来像の一つに「人が輝き交流が生まれる学びのまち」を掲げ、この将来像の実現を目指すための政策の一つとして「男女共同参画社会の推進」を設定し、家庭、職場、地域において、男女平等の意識が高まり、女性が活動しやすい社会の実現を目指すこととしています。

このことから、私たち一人ひとりが、互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員としてともに認め合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指すため「美郷町男女共同参画計画」（第2次）を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

今回策定の計画は、国が平成26年4月に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本町におけるドメスティック・バイオレンス¹（以下、「DV」）防止の基本計画となります。

¹ ドメスティック・バイオレンスとは・・・配偶者など親密な関係にあるものから振るわれる暴力

2 計画の性格

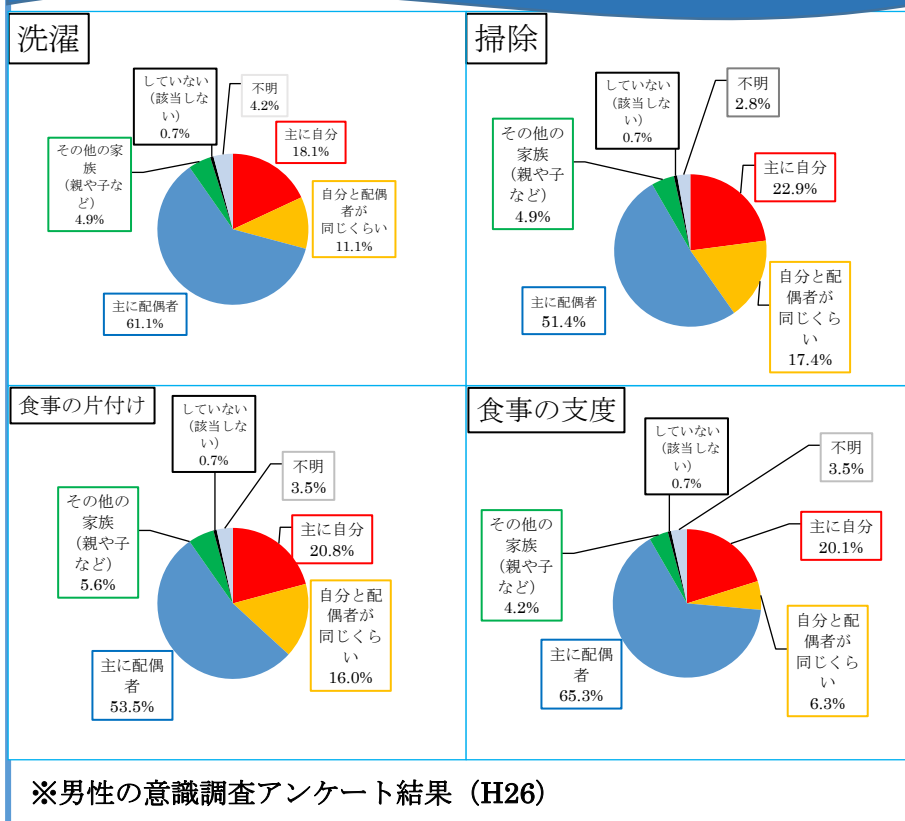
この計画は、男女共同参画基本法第14条第3項に規定する、「市町村男女共同参画計画」として位置づけられているもので、同法に基づいて策定された、国の「男女共同参画計画」及び島根県の「第3次島根県男女共同参画計画」を勘案して策定したものです。

また、基本目標Ⅲに係る部分については、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間とし、社会の変化や進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

【コラム】男性が家庭内役割で担当となる割合をグラフ化した結果



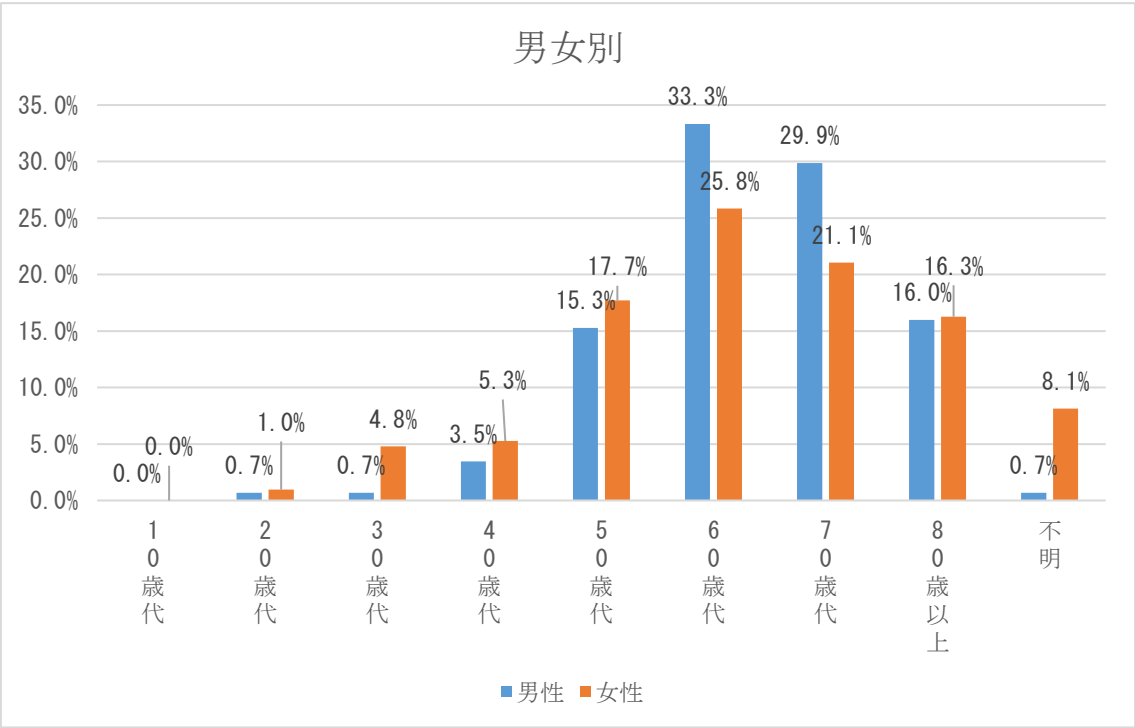
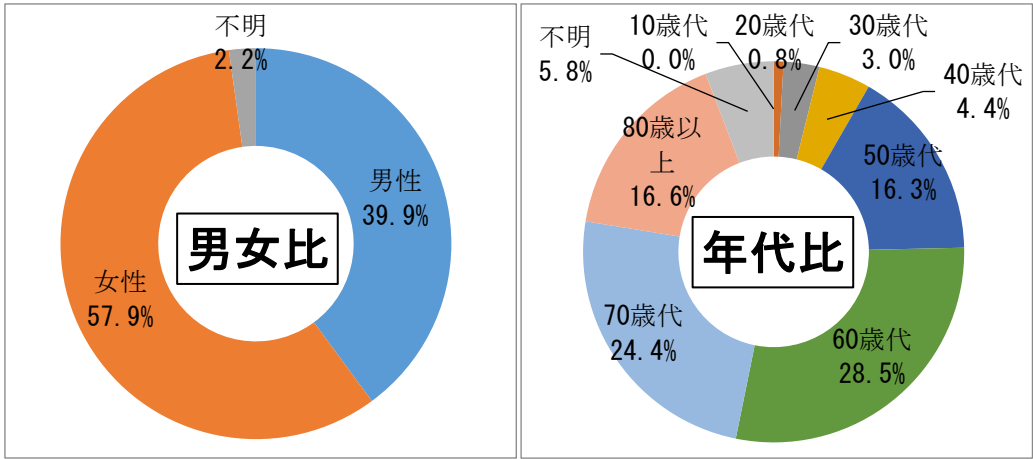
第2章

町民の意識・実態調査 から見た現状

- 1 男女の地位の平等感について
- 2 女性の社会参画について
- 3 女性と仕事
- 4 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス
- 5 男女共同参画社会づくりへ向けて
- 6 その他意見

第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

平成26年1月に全世帯を対象としたアンケート調査を行い、361世帯の有効回答が得られました。回答者の男女割合と、年代別割合は以下のグラフのとおりです。

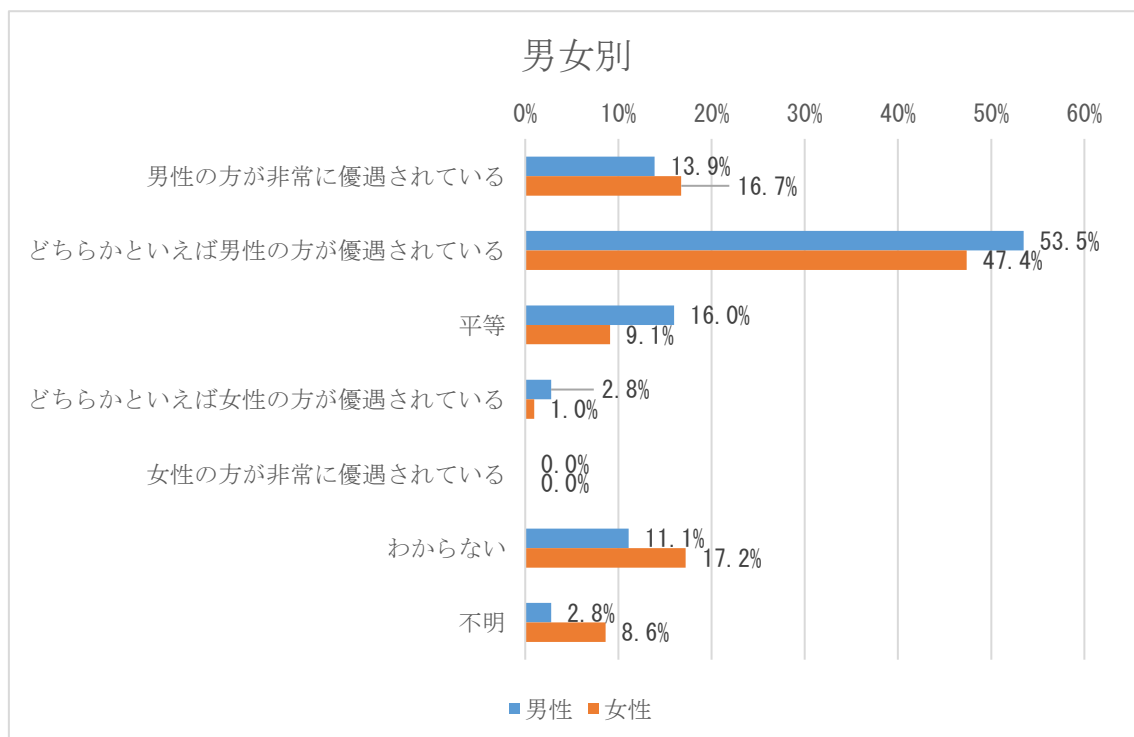
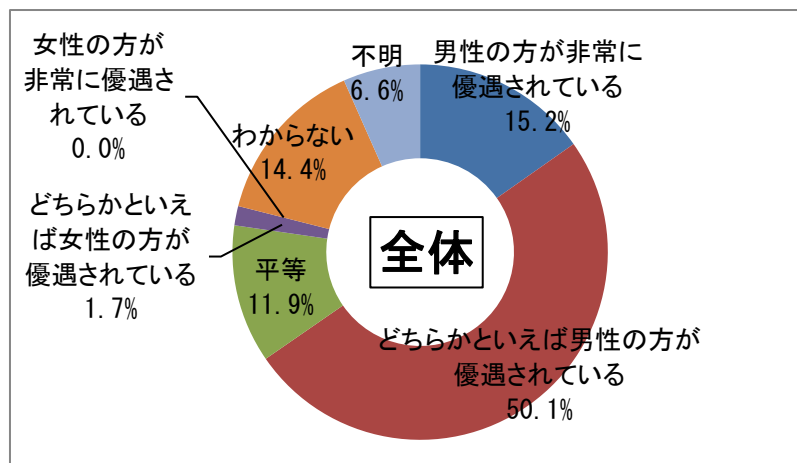


調査結果の主な概要は次のとおりです。

1 男女の地位の平等感について

(1) 社会全体でみた男女の地位の平等感について

社会全体の「政策・方針決定過程」が男女平等であるかというアンケート結果は以下のとおりです。



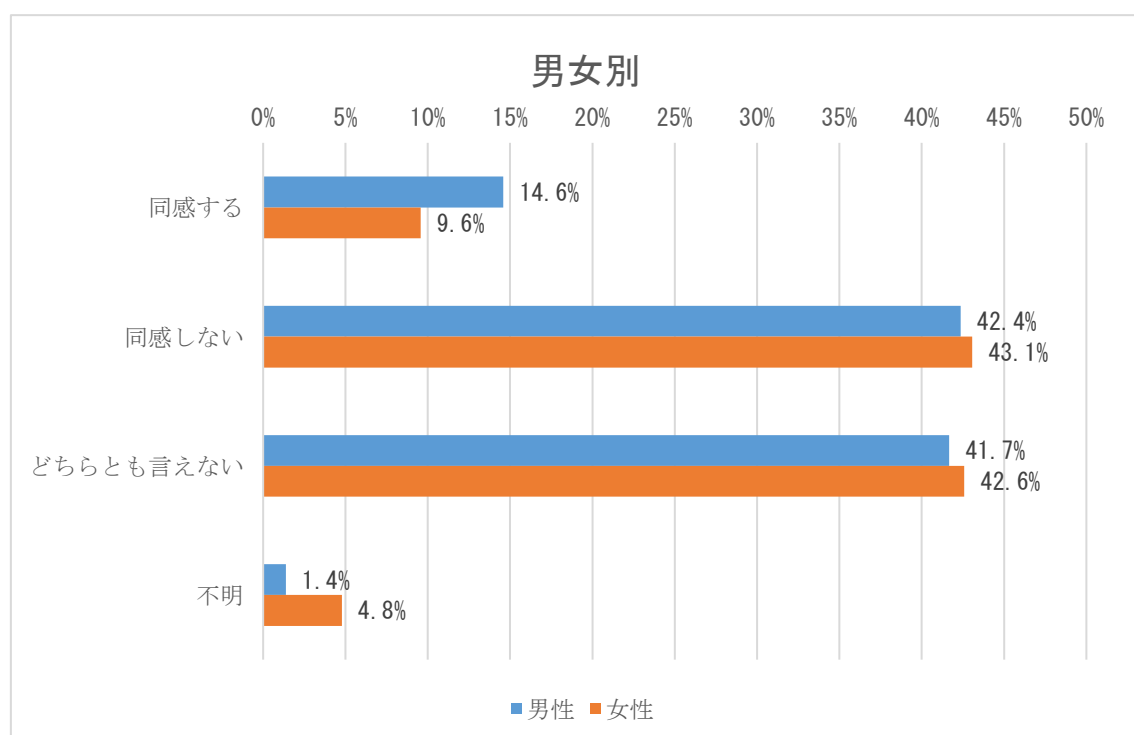
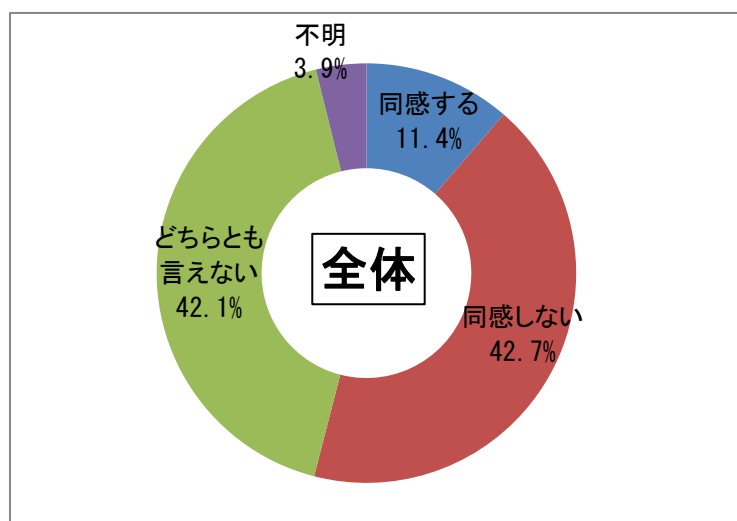
全体的に男性の優遇感が高いことが分かります。

男性が優遇されていると思う割合を男女別で見ると男性が 53.5%、女性が 47.4%と男性の方が多く感じています。

第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

(2) 性別役割等における意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するか、というアンケートの結果は以下の通りです。

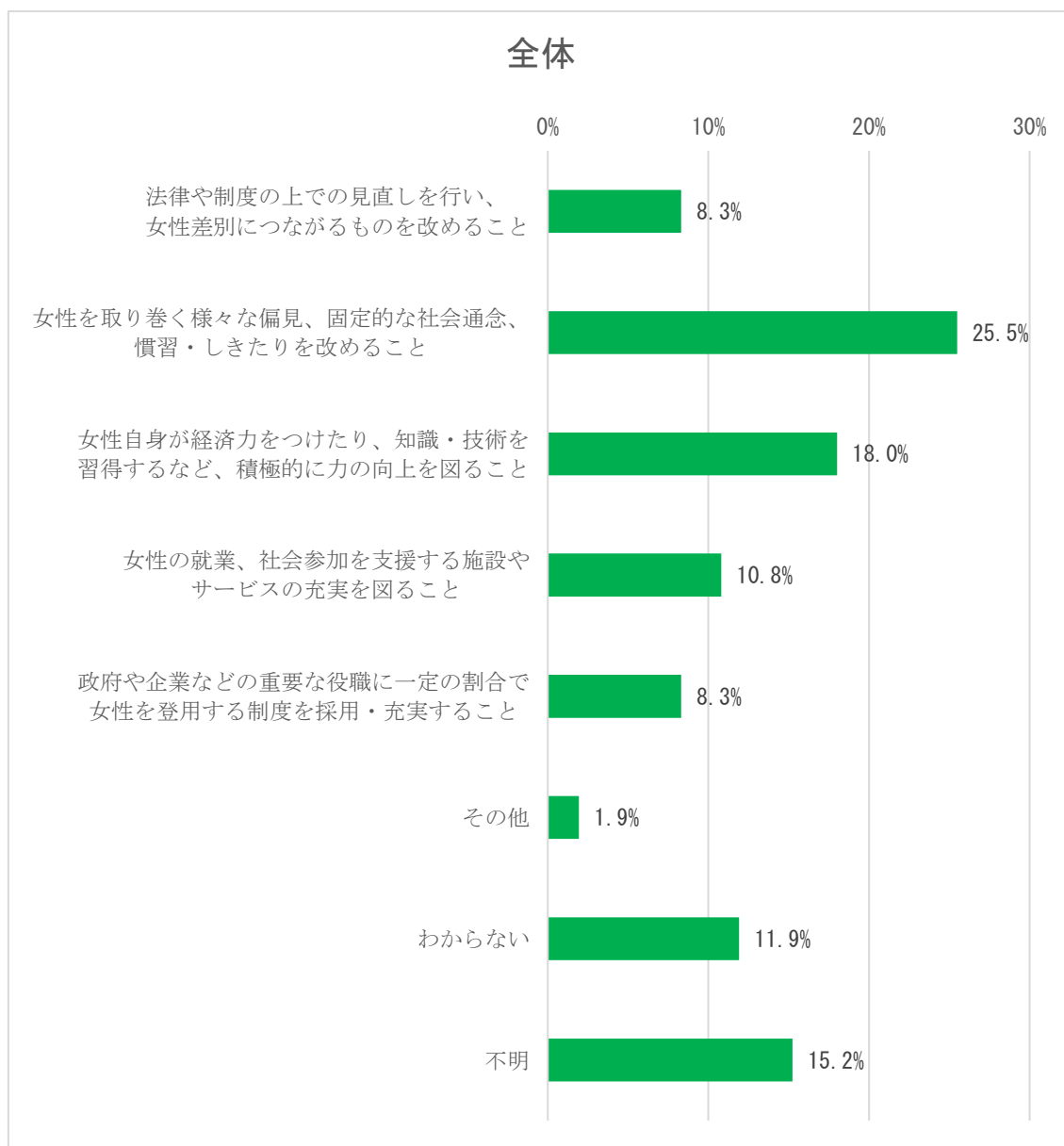


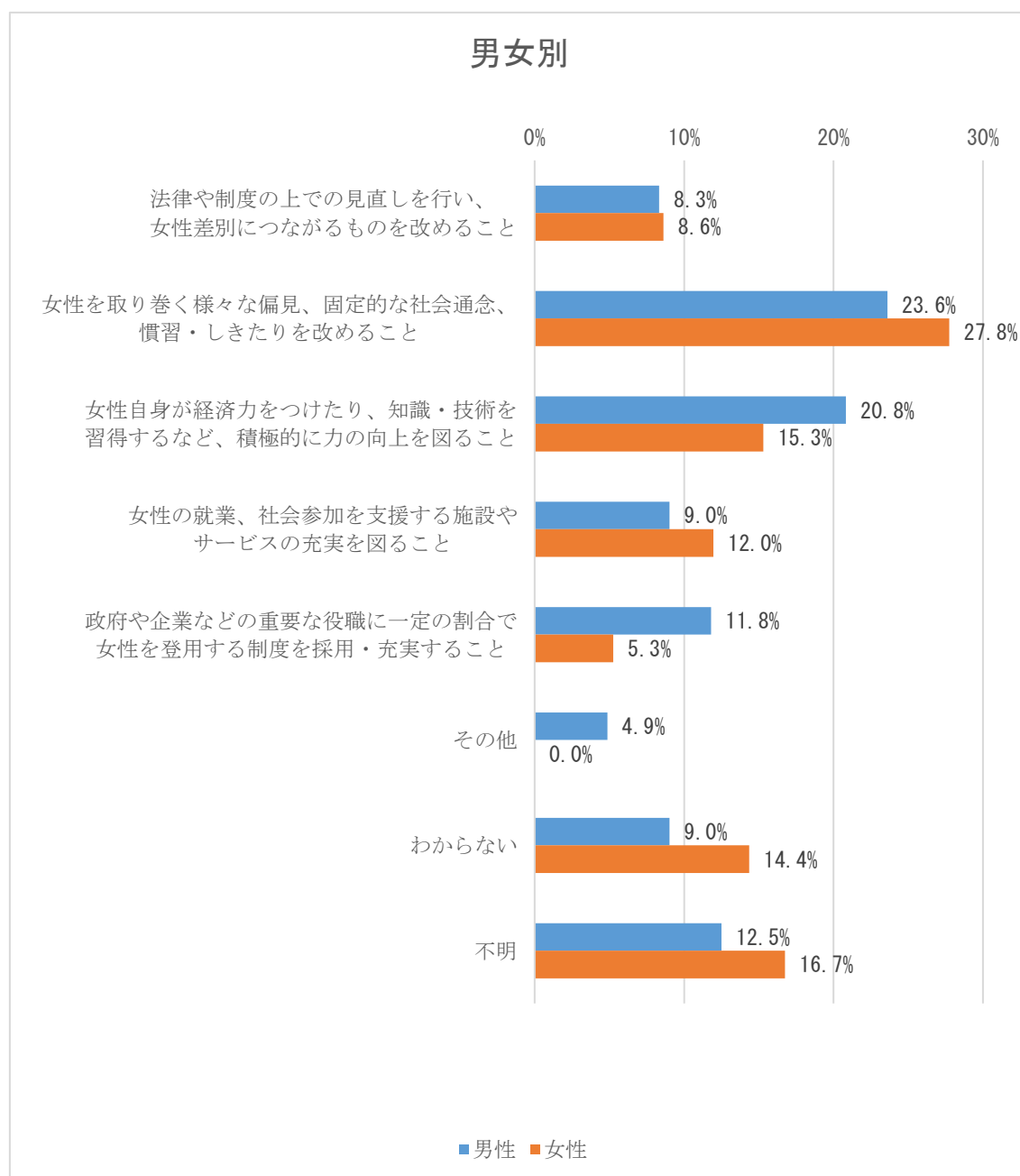
「同感する」を選択した割合は 11.4%となり、肯定的な割合は少ないですが、「どちらとも言えない」を選択した割合が 42.1%となっています。

男女別では男性の方が 5%多く「同感する」と選択されています。

第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

(3)「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うこと」のアンケートの結果は以下のとおりです。



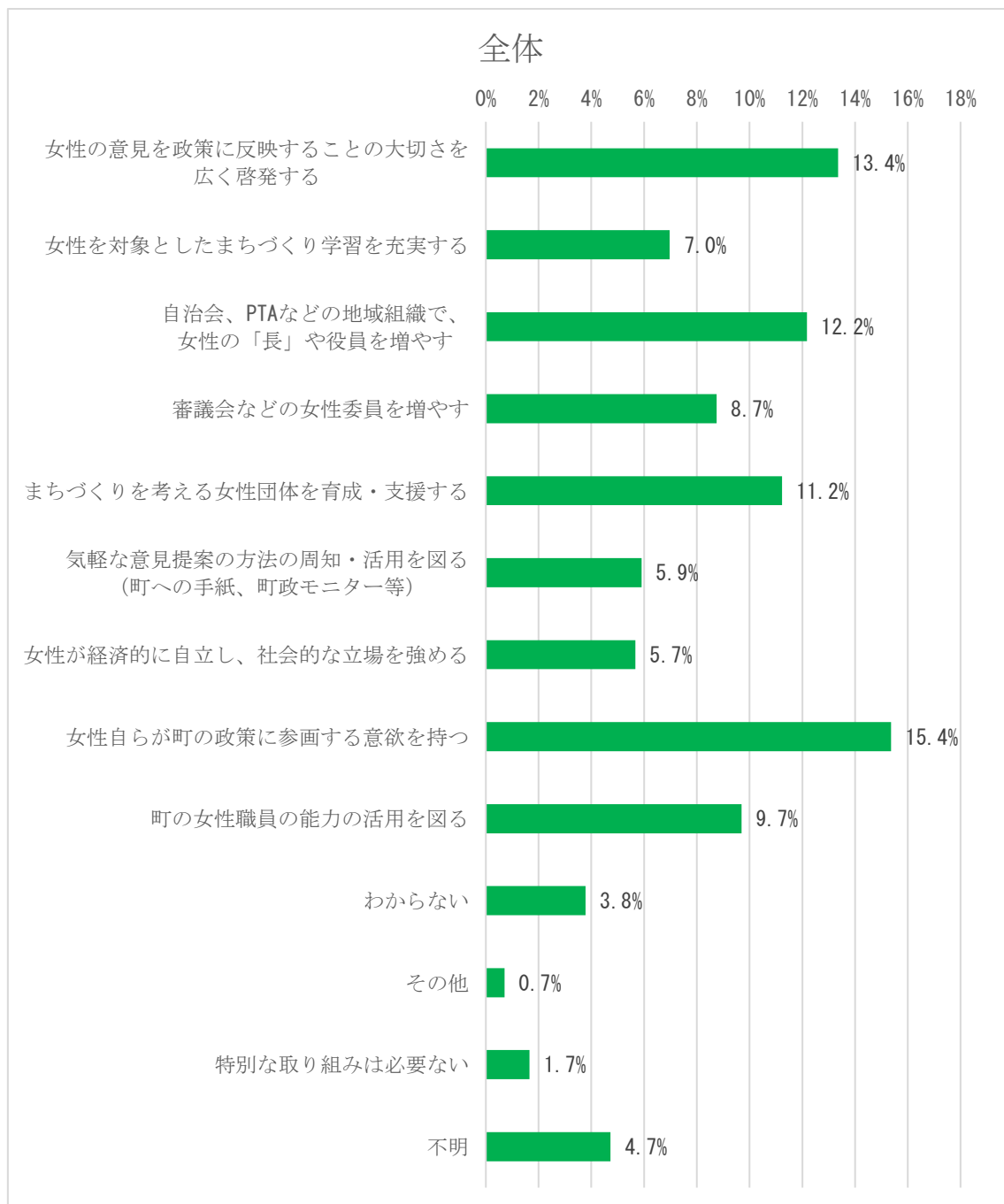


最も多かったのが「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」について全体の25.5%が占めています。このことから共通の認識として、人の固定概念が今の社会にある問題点として認識されています。

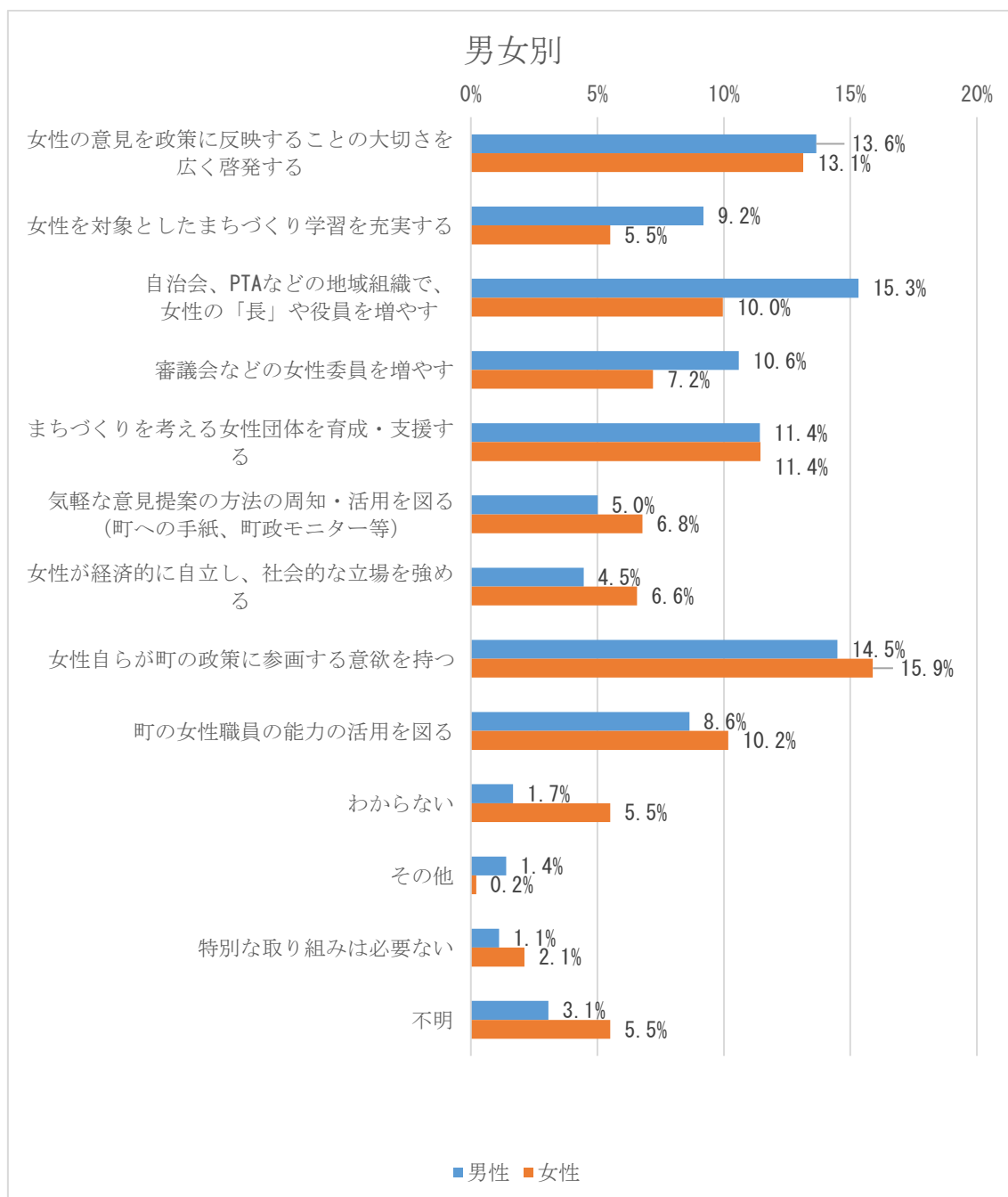
2 女性の社会参画について

(1) 女性の意見の反映

町の政策に女性の意見を反映するためにどのようなことが必要だと思うか、というアンケート結果は以下のとおりです。



第2章 町民の意識・実態調査からみた現状



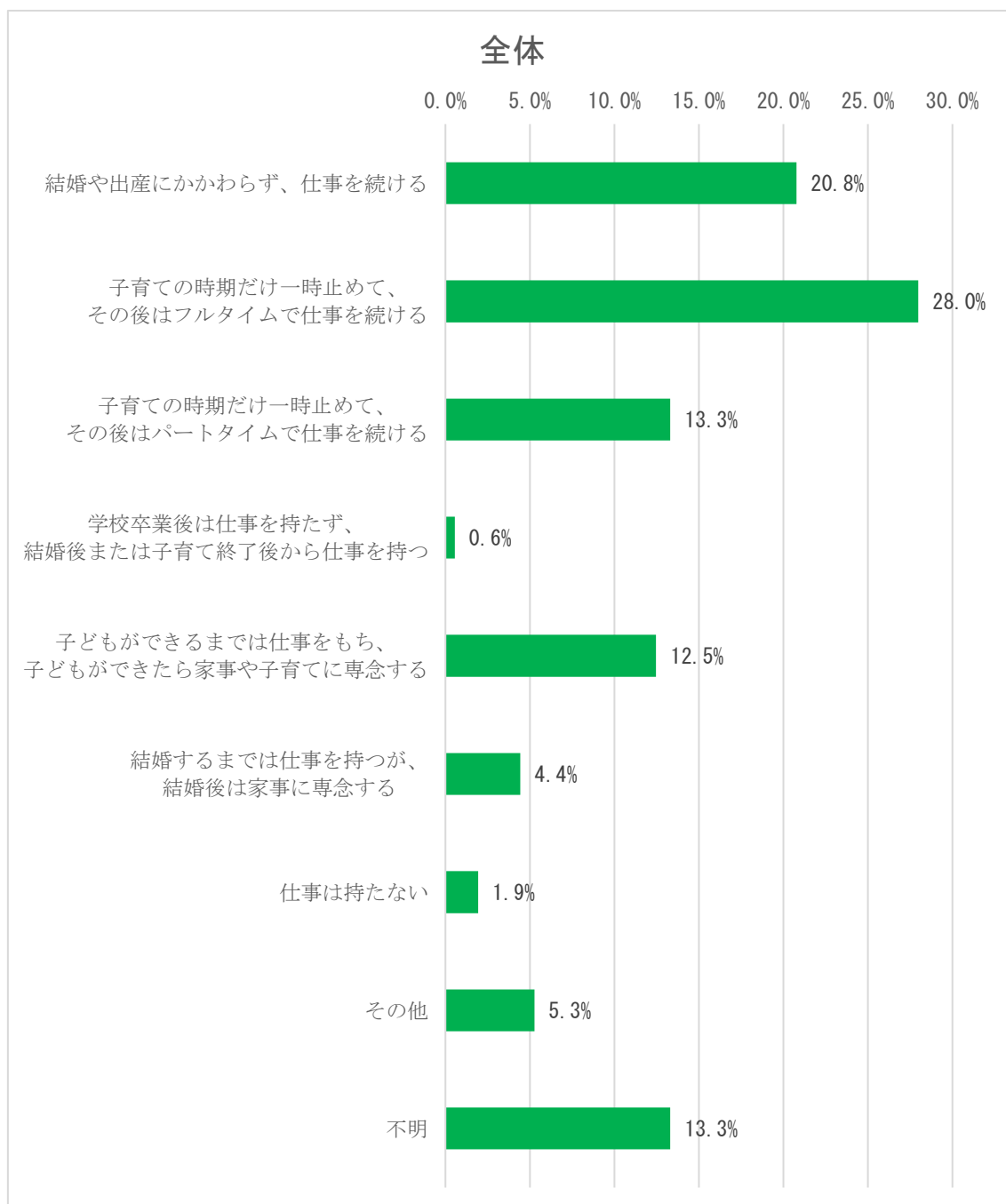
「女性自らが町の政策に参加する意欲を持つ」と回答した人が15.4%と最も多く、次点で「女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」と回答した人が13.4%でした。

男女別回答割合を見ると、女性の回答内容は全体の回答割合と比較してあまり差がありませんが、男性の回答内容は、「自治会、PTAなどの地域組織で、女性の「長」や役員を増やす」に15.3%と最も多く選択されています。これは女性と比べて5.3%も多く回答しています。このことから女性はリーダーや役職につく事に消極的な所と、女性と比べて男性は女性が役職につくことに抵抗が少ない事が分かります。

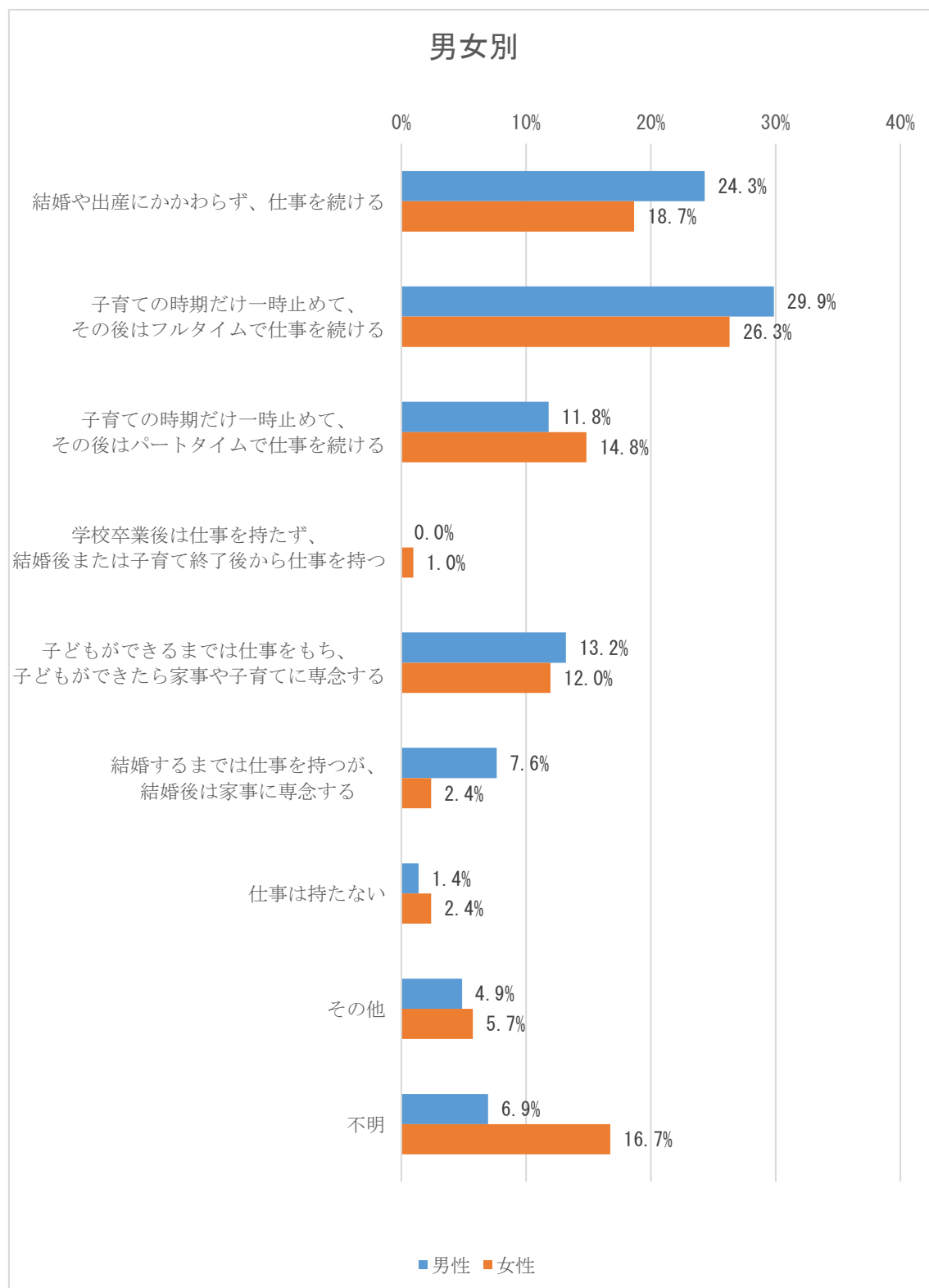
3 女性と仕事

(1) 女性の就業

「女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのはどれか」というアンケートの結果は以下のとおりです。



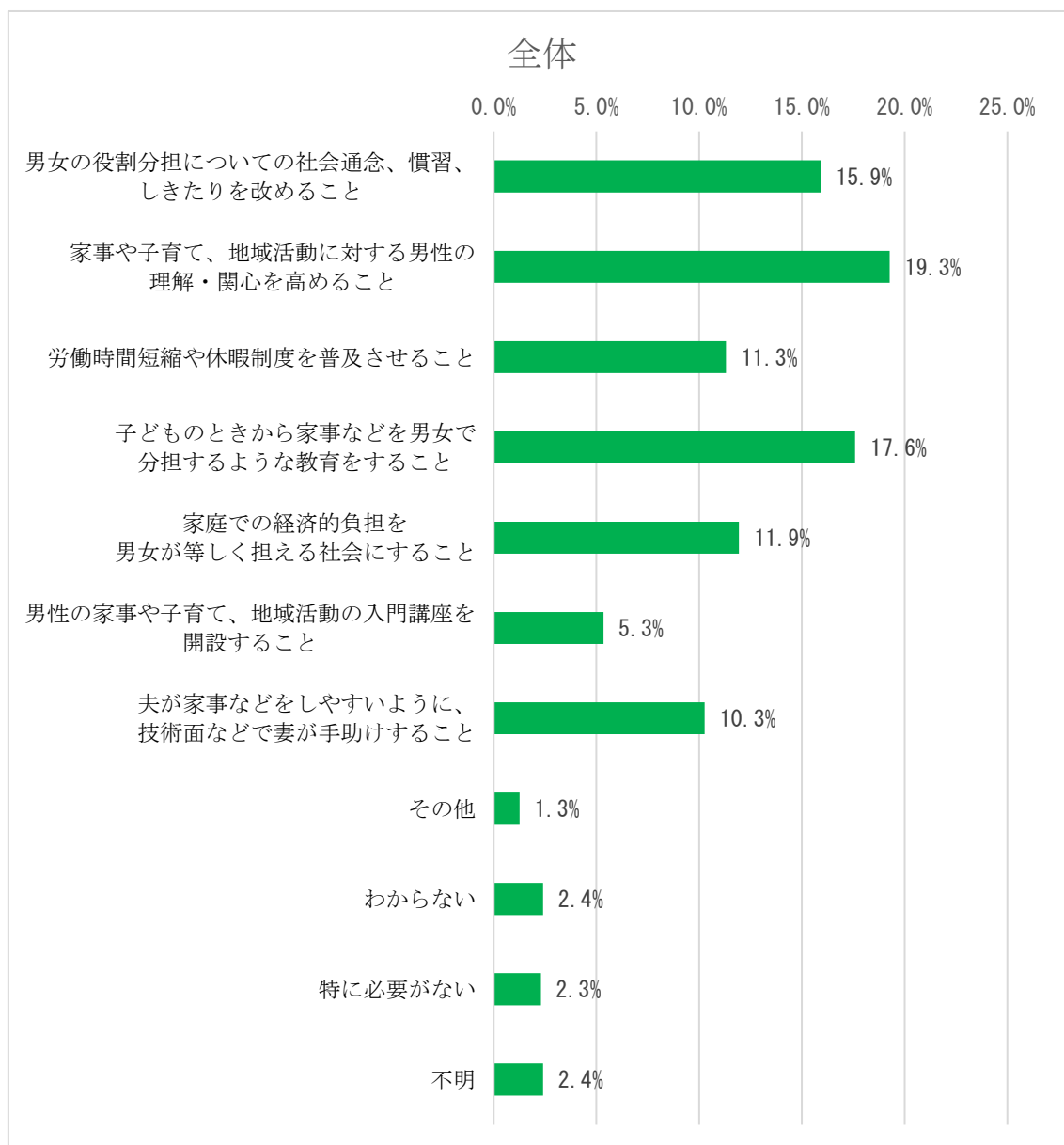
第2章 町民の意識・実態調査からみた現状



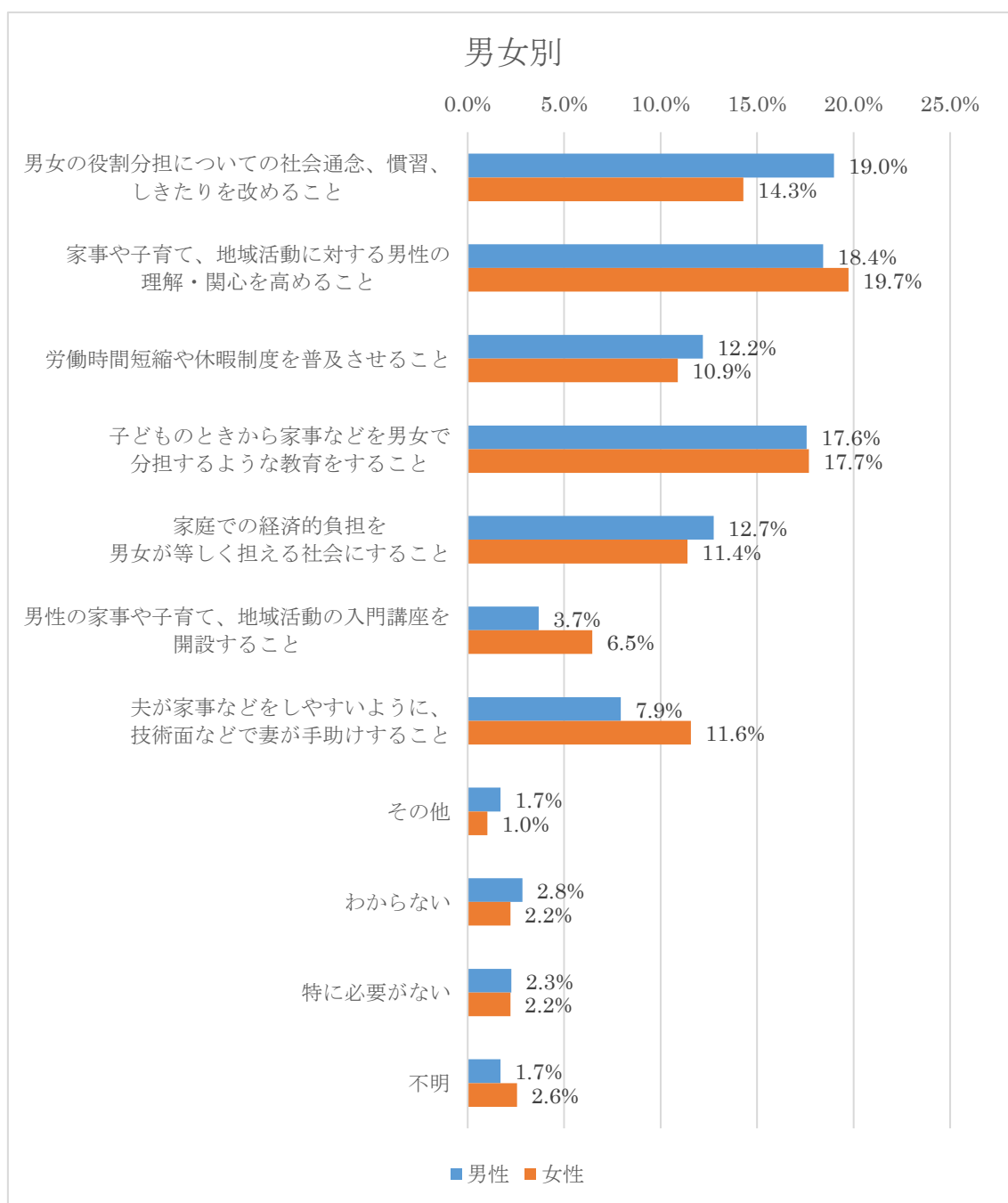
全体として、パート・フルタイム含む仕事を続けると回答した合計の割合が62.7%となりました。「就労継続型」が最も大きいです。これは、島根県の調査でも同じ傾向となっています。男女別回答割合を見ると、仕事を続ける人は男性の方が多い傾向に有ります。

4 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス

「男性の家事や子育て、介護、地域活動へ参加をすすめるためにはどんなことが必要だと思いますか」というアンケートの結果は以下のとおりです。



第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

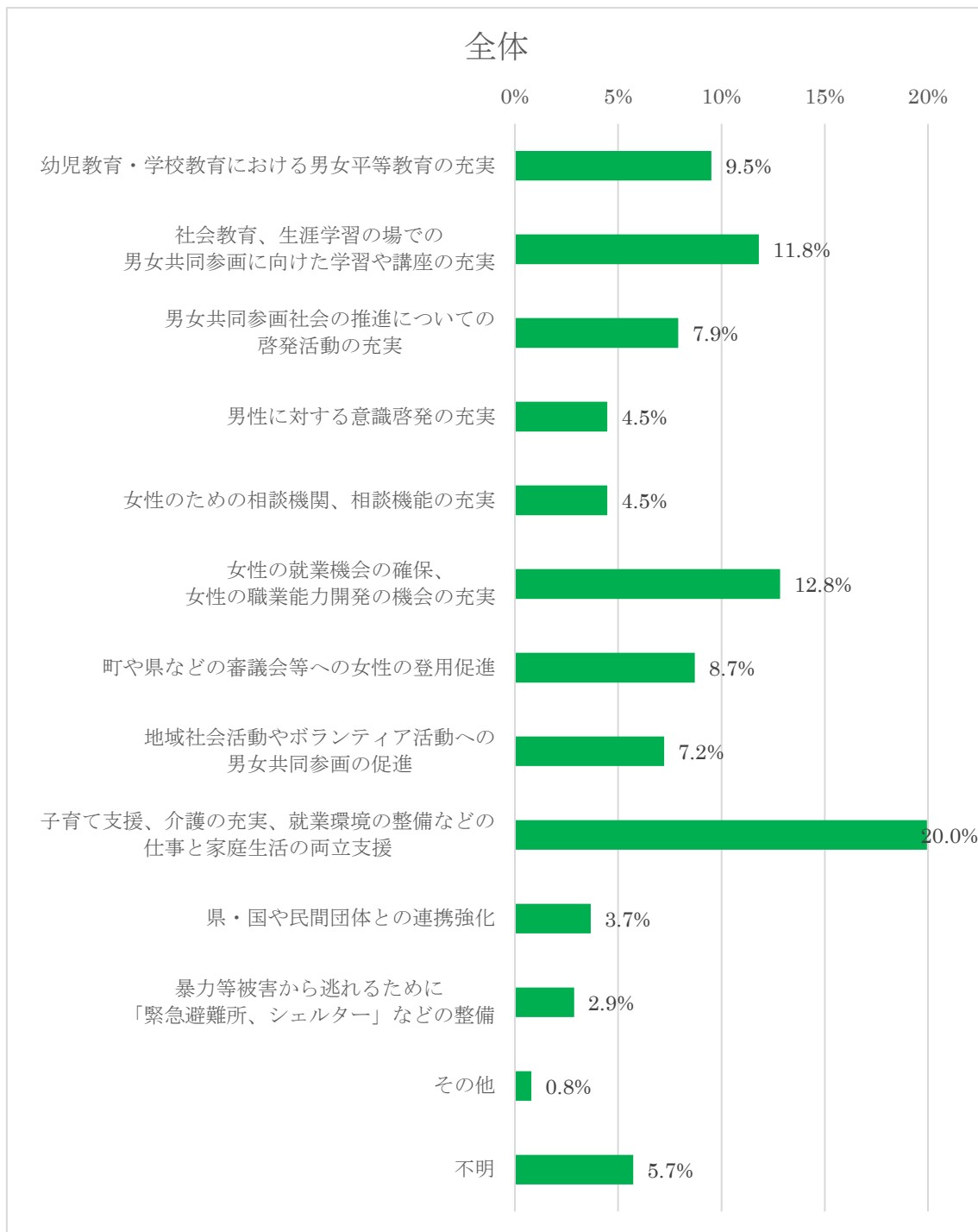


最も高かった項目は、「家事や子育て、地域活動に対する男性の理解・関心を高めること」(19.3%)でした。続いて「子どものときから家事などを男女で分担するような教育をすること」(17.6%)、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」(15.9%)でした。

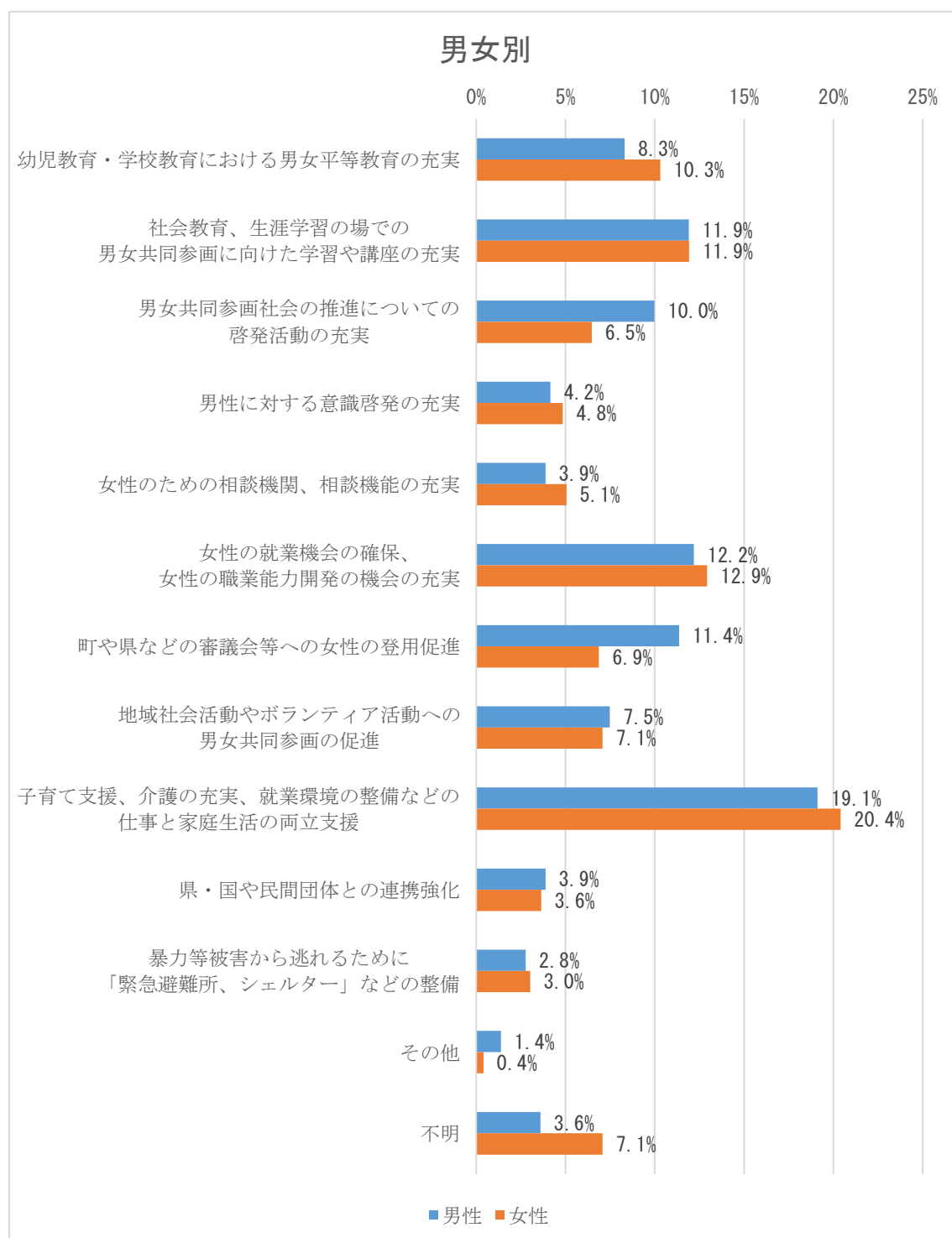
男女別の回答割合を見ると、「夫が家事などをしやすいように、技術面などで妻が手助けすること」に3.7%、「男性の家事や子育て、地域活動の1入門講座を開設すること」に2.8%女性が多く選択していることから、男性への家事の手伝いを女性は望んでいることが分かります。

5 男女共同参画社会づくりへ向けて

「男女共同参画社会の実現をめざして、町は、今後どのようなことに力を入れていったらよいと思いますか」というアンケートの結果は以下のとおりです。



第2章 町民の意識・実態調査からみた現状



全体では、「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援」が最も高く 20%となっています。

6 その他意見

- ・広報で、各委員会の女性活動状況をのせ、紹介する（誰がどのような役を受けているのか不明 自覚を持つこと）
- ・女性の社会進出のための環境作りが先決である。そうでなければ女性の負担が増すばかりである。
- ・現在の社会で男女が平等に暮らし、お互いに助け合い頑張っていると思う。町政としてどこが男女の不平等であるか聞かせてほしい。
- ・地域の役職は男性がするもの、女性の指示に従いたくない。女性はなるべく男性にやってもらいたい。自立の心が育ってないという高齢者の意識が若い人にも伝わっていると思う。年数と努力が必要。すぐに効く特効薬は無いと思う。
- ・最近はある程度女性の社会参加が多くなってきた様に思います。町議会への女性の選出が進むことを啓発することを強く望みます。
- ・男女共同参画社会はとても素晴らしいと思いますが、基本的に、男性と女性では体のつくりから性質、考え方と異なっているものですので、その男女を同じレベルで生活していくことは難しいと考えています。男性だから得意なこと、女性だから向いていること、それぞれあるので、そこをうまくバランスを取っていくことが大切だと思います。ただ、様々な機会は男女平等に与えられることが重要だと思います（仕事面や育休、介護など）。

第3章

計画の内容

- 1 美郷町がめざす男女共同参画社会
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系
- 4 数値目標

1 美郷町が目指す男女共同参画社会

男女共同参画の趣旨に鑑み、一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなくその個性や能力を十分に発揮し、自らの行動に責任を持ち、ともに支え合いながらいいきと心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指し、次の5つの基本理念を設定しました。

- 男女が共に働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが能力を発揮しながら、生き生きと働ける環境を作ります。
- 固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるようにします。
- 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における方針の立案及び決定に共同して参画を推進します。
- 一人ひとりが家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と社会活動に對等に参画すること及びあらゆる職種・職場において男女平等に機会が保障される、家庭・地域・職場におけるワーク・ライフ・バランスが実現される社会づくりを推進します。
- 男女がお互いの性を理解し、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができる環境を作ります。

2 計画の基本目標

本町における男女共同参画の現状や課題を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、次の4つの基本目標を定めました。

また、それぞれの基本目標には、数値目標を定めました。

■基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度やしきたり、慣習などを社会的な合意を得ながら見直す必要があります。男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着に努めます。

■基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が仕事、家庭生活、地域活動において責任を分かち合いながら、調和が取れ、充実した生活を送るためには、家族が協力して家事、育児、介護の役割を果たす必要があります。これまでの働き方を見直し、改善していくための取り組みを推進します。

■基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

女性活躍推進法の趣旨を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女が平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組みます。

■基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

男女の個人としての尊厳が重んじられるよう、性別による差別やあらゆる暴力の根絶に努めます。

男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりに努めます。

3 施策の体系

基本目標(4項目)		重点目標(8項目)	施策の基本的方向性(20項目)
I	男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識啓発	(1) 広報・啓発活動の展開 (2) 男女共同参画サポーターや地域リーダーによる男女共同参画の意識啓発
		2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 学校などにおける、男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進
II	ワークライフバランスの推進	3 働きやすい環境の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着 (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
III	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	4 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 企業・団体等における取り組みの推進
		5 職場における男女共同参画の推進	(1) 人材育成の啓発、多様な働き方の支援
		6 地域・農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進 (3) 防災対策における男女共同参画の推進 (4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備
IV	個人の尊厳の確立	7 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護などの推進 (2) 学校教育などにおける教育の充実 (3) ハラスメント防止対策の推進 (4) 相談・支援体制の強化及び関係団体との連携
		8 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり

4 数値目標

基本目標		項目		現状値 (H28年度)	目標値 (H33年度)	単位	担当課
Ⅰ	男女共同参画社会 づくりに向けた社会 制度・慣行の見直 しと意識改革	1	男女の権利が互いに等しく認められると思う 人の割合	25.8 (H26)	40	%	企画財政課
		2	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の 割合	42.7 (H26)	45	%	企画財政課
		3	男女共同参画に関する講演会や講座の実 施回数(各年)	2	3	回	企画財政課 教育委員会
		4	男性が家庭内役割(掃除、洗濯、食事の支 度・片付け)で担当となる割合	16.58 (H26)	25	%	企画財政課 健康福祉課
Ⅱ	ワークライフバラン スの推進	5	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の 割合	42.7 (H26)	45	%	企画財政課
		6	育児休業制度を就業規則で規定する事業所 の割合(※1)	57.1	65	%	産業振興課
		7	育児休業制度を利用した事業所の割合(※ 1)	8.3	10	%	産業振興課
		8	介護休業制度を就業規則で規定する事業所 の割合(※1)	47.6	55	%	産業振興課
		9	介護休業制度を利用した人の割合(※1)	0	10	%	産業振興課
		10	ワークライフバランスへの不満がある小学生 以下の子どもを持つ世帯の割合	就学前:45.5 小学生:82.6 (H25)	就学前:40.0 小学生:75.0	%	健康福祉課
Ⅲ	男性も女性もあら ゆる分野で活躍で きる社会の実現	11	町の審議会等への女性の参画率	20.1	25	%	総務課
		12	自治会代表者への女性の参画率	8.6	10	%	総務課
		13	町職員の管理職に占める女性の割合	18.2	27.3	%	総務課
		14	役職に女性を登用している事業所の割合 (※1)	41.5	50	%	産業振興課
		15	女性も含めて研修等を行っている事業所の 割合(※1)	33.3	40	%	産業振興課
		16	家族経営協定締結数(※2)	7	9	経営体	産業振興課
		17	農業委員会委員に占める女性の割合	16.7	25	%	産業振興課
		18	美郷町消防団員に占める女性の割合	4.4	5	%	総務課
Ⅳ	個人の尊厳の確立	19	デートDV防止講座を開催した中学校数(各 年)	2	2	校	健康福祉課
		20	特定健康診査受診率	49.2 (H27)	60	%	健康福祉課
		21	65歳の平均自立期間(※3)	男性:15.96 女性:19.72 (H22～H26)	男性:16.0 女性:19.8 (H27～H31)	年	健康福祉課

(※1): 美郷町商工会に登録している事業者に対する調査による数値

(※2): 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を
目指す取り決め

(※3): あと何年自立した生活が期待できるかを示したもので、健康寿命の考え方に基づく指標

第4章

具体的な取組

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会づくりに向けた
社会制度・慣行の見直しと意識改革

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅲ

男性も女性もあらゆる分野で
活躍できる社会の実現

基本目標Ⅳ

個人の尊厳の確立

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識改革

■重点目標1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

本町の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めていくために、それぞれの基本理念を実現し、推進体制の強化及び充実を図ります。また、住民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を進めていきます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 広報・啓発活動の展開

男女共同参画の理解を深めるため、町民や事業所、団体等への広報・意識啓発を行います。

<広報・啓発>

- ①国や県が行う啓発・広報事業等を活用し、意識啓発を図ります。(企画財政課)
- ②町広報誌やホームページ、IP告知放送等、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を展開します。(企画財政課)
- ③6月の男女共同参画推進月間での重点的な広報・啓発活動を行います。(企画財政課)
- ④研修会などの機会を活用し、事業所や各種団体へ広報・啓発を行います。(企画財政課)
- ⑤事業所や団体などに男女共同参画の視点に立ったメディア表現を働きかけます。(企画財政課)
- ⑥性差別につながらない表現の職員研修・啓発を行います。(総務課)
- ⑦女性の活躍に関する情報を県から収集、整備し、広報媒体によって提供を行います。(企画財政課)

<意識・実態調査、施策の公表>

- ⑧自治会・事業所・各種団体・交流センター・町職員を対象とした意識・実態調査を行います。(産業振興課・企画財政課)
- ⑨美郷町男女共同参画計画を周知し、施策の実施状況を公開します。(企画財政課)

第4章 具体的な取組

2. 男女共同参画サポーターや地域リーダーによる男女共同参画の意識啓発

島根県が委嘱する美郷町内の男女共同参画サポーターや地域のリーダー的役割を担っている人、交流センターや連合自治会が行う事業等と協力し、男女共同参画の啓発を行います。

①島根県が委嘱する男女共同参画サポーターや地域リーダーによる男女共同参画の機運醸成と意識啓発に努めます。(企画財政課)

②交流センターと協力し、町民を対象とした研修会などによる意識啓発に努めます。(教育委員会・企画財政課)

③事業所や地域で男女共同参画が推進するよう参加者を限定しない男女共同参画研修を行います。(企画財政課)

■重点目標 2

男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会づくりに向け、学校や家庭、地域、職場において男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

保育所や学校教育において、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実に努めます。

①保育・学校教育において、男女共同参画に関する教育が一層推進されるよう指導資料の提供、情報提供に努めます。(健康福祉課・教育委員会)

②保育所・小中学校における男女平等教育の推進と男女共同参画社会実現に向けた意識啓発に努めます。(健康福祉課・教育委員会)

③人権教育の充実に努めます。(住民課・教育委員会)

2. 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

家庭や地域における教育力の向上を図るため、社会教育関係者等への啓発に努めます。

事業所や団体等における男女共同参画の推進のため、役員等への情報提供や啓発に努めます。

①PTAや関係機関と連携を図り、家庭教育の重要性について認識を促します。(教育委員会)

第4章 具体的な取組

- ②家庭生活や自治会などにおいて、固定的性別役割分担意識の改善に向け関係団体と協力して、理解の充実に努めます。（総務課・企画財政課）
- ③子育てをする家庭への意識啓発を行います。（健康福祉課）
- ④公民館職員や社会教育関係者など、地域リーダーへの意識啓発を行います。（教育委員会）
- ⑤人権に関する正しい理解と差別をなくす意識啓発を行います。（住民課・教育委員会）
- ⑥親学プログラムを活用します。（教育委員会）
- ⑦地域において活用できる啓発資料の収集・情報提供を行います。（教育委員会・企画財政課）
- ⑧研修会等の機会を活用し、事業所や各種団体へ広報・啓発を行います。（産業振興課・企画財政課）
- ⑨交流センターと協力し、町民を対象とした研修会などによる意識啓発に努めます。（教育委員会・企画財政課）

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの推進

■重点目標3

働きやすい環境の整備

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、町民や事業所、団体への意識啓発を行います。

働き続けることのできる環境づくりのため、子育て環境の整備や介護サービスの充実に取り組み、事業所における労働環境の整備に向けた支援に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着

町民や事業所、団体などへの意識啓発を図ります。

事業所に対し、育児・介護休業制度の活用促進の啓発を行います。

①町広報誌やホームページ、IP告知放送等、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を展開します。(企画財政課)

②関係機関と連携し、事業主・労働者へ育児・介護休業等の取得や職場復帰、働き方の見直しについて啓発します。(定住推進課・産業振興課・企画財政課)

③事業主に対し、子どもの健診、学校行事に保護者が参加しやすい環境づくりのための呼びかけを行います。(産業振興課・企画財政課)

2. 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

子育てや介護に関する支援制度の充実と周知を図ります。

①育児・介護と雇用の両立及び再就職を支援するため、相談窓口等の充実を図ります。(健康福祉課)

②多様なライフスタイルに対応した子育ての支援及び推進をします。(健康福祉課)

③介護予防についての意識啓発に努めます。(健康福祉課)

④介護についての相談窓口や介護サービスについて、ホームページなどを活用し、情報提供に努めます。(健康福祉課)

基本目標Ⅲ

男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

■重点目標 4

政策・方針決定過程における女性の参画の推進

行政・事業所・団体等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

町の政策・方針決定過程において女性の意見を反映していくため、審議会等への女性の参画を促進します。また、管理職に女性の占める割合を維持・向上するよう努めます。

- ①町の政策・方針決定過程への女性の参画推進を図ります。(総務課)
- ②町のさまざまな計画策定にあたっては、パブリックコメントや町政懇談会等を活用し、町民の意見反映に努めます。(企画財政課)
- ③審議会等への女性の参画を推進します。(総務課)
- ④町の方針決定過程へ女性職員の参画を推進します。(総務課)
- ⑤町女性職員の各分野への配置・研修を実施します。(総務課)
- ⑥女性の活躍に関する情報の収集、整備、提供を行います。(企画財政課)

2. 企業・団体等における取り組みの推進

事業所・団体等における方針決定過程において、女性の意見が反映されるように働きかけます。

- ①女性の登用、育成に関する広報啓発・情報提供を行います。(企画財政課)
- ②男女雇用機会均等法の一層の定着のため周知をします。(企画財政課)
- ③美郷町男女共同参画計画を周知し、施策の実施状況を公開します。(企画財政課)

■重点目標5

職場における男女共同参画の推進

女性が男性とともに能力や創造性を発揮しながら、これまでの経験や実績を活かして活躍し続けることができるよう、就業環境の整備や改善を推進します。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 人材育成の啓発、多様な働き方の支援

個人のキャリアアップや職業能力開発に向けた取り組みを推進します。

就業環境を改善するため、事業所へ広報・啓発を行います。

<人材育成>

①研修・学習機会の提供に努め、女性の人材育成を図ります。(企画財政課)

②事業主や労働者へ県や「あすてらす」が企画する講座・研修会への参加を奨励します。
(産業振興課・企画財政課)

③女性のスキルアップへの働きかけを行います。
(産業振興課・定住推進課・企画財政課)

④女性の起業家を育成・支援、各種支援制度の活用を推進します。
(産業振興課・定住推進課・企画財政課)

⑤女性活躍推進法について周知し、女性の登用・育成に関する広報・啓発を行います。
(企画財政課)

<多様な働き方>

⑥関係機関と連携し、事業主・労働者へ育児・介護休業などの取得や職場復帰、働き方の見直しについて啓発します。(産業振興課・定住推進課・企画財政課)

⑦パートタイム労働者の適正な処遇・労働条件の確保に向けた法制度を周知します。
(産業振興課・定住推進課)

⑧多様なニーズを踏まえた雇用環境の整備・普及を促します。
(産業振興課・定住推進課)

■重点目標6

地域・農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業などにおける女性の参画を進め、女性の経済的地位向上や女性が住みやすく働きやすい環境作りを推進します。

地域社会において男女が共に支え合い、安心・安全に暮らせる環境づくりに努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 地域活動における男女共同参画の推進

男女の個性や能力を活かした地域活動が行える環境作りを推進します。

①家庭生活や地域社会において、固定的性別役割分担意識の改善に向け、県と協力して講座等を開催し、理解の充実を図ります。(企画財政課)

②男女共同参画の活動を行う女性グループに対し、公益信託しまね女性ファンド等の情報提供を行います。(企画財政課)

③男女が共に支え合う社会づくりに向けた啓発のための講座を実施します。(企画財政課)

④しまね家庭の日や6月の男女共同参画推進月間に家庭で話し合う機会を奨励します。(企画財政課)

⑤男女共同参画による地域づくりを推進するため、優良事例を広報します。(企画財政課)

⑥「小さな拠点づくり」など中山間地域対策の取組を進めるに当たって、男女が共同して参画できるよう啓発に努めます。(企画財政課)

2. 農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の改善に向けた意識啓発に務めるとともに、農業委員や各種組合等の施策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

①家族経営協定を促進します。(産業振興課)

②各種研修等の開催や意識啓発活動を行います。(産業振興課)

③農業委員会等各種団体への女性登用を働きかけます。(産業振興課)

④女性の経済的地位向上及び就業環境の整備を啓発します。(産業振興課)

3. 防災対策における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進により、地域の防災力の向上を図ります。

①「美郷町地域防災計画」に女性の意見を反映します。(総務課)

②災害時における女性相談窓口の設置、避難所における女性への適切な配慮、育児相談

第4章 具体的な取組

等の女性の支援体制整備を検討します。(総務課)

- ③男女の参画による高齢者障がい者を支え合う体制作りや自主防災計画作成を推進します。(総務課)

4. 誰もが安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者等への生活支援と地域環境の保全により、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

<高齢者・障がい者>

- ①高齢者や障がい者の自立を支える環境整備を「美郷町地域福祉計画」及び「美郷町障害福祉計画」「邑智郡介護保険事業計画」に基づいて行います。

(健康福祉課)

- ②高齢者グループの自主的活動を支援します。(健康福祉課)

- ③ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携した高齢者や障がい者への就業機会を提供します。(健康福祉課)

基本目標Ⅳ

個人の尊厳の確立

■重点目標 7

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスや性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護などの推進

暴力の未然防止を推進し、被害者の保護・自立支援に向けた取り組みを行います。

<未然防止に向けた取り組み>

- ①暴力を容認しない社会の実現に向けた教育・啓発を充実します。 (健康福祉課)
- ②DV防止法の認知度向上のための広報・啓発活動を行います。 (健康福祉課)

<被害者の保護・自立支援>

- ③一時保護にかかる連絡体制を確立します。 (健康福祉課)
- ④被害者の自立支援に対する協力が得られるよう広報・啓発活動を行います。 (健康福祉課)
- ⑤被害者に対する適切な情報提供及び支援を行います。 (健康福祉課)
- ⑥町営住宅等へ優先的に入居できるよう配慮します。 (建設課・健康福祉課)

2. 学校教育等における教育の充実

若年層へのDVに対する認識を深めることで、暴力の未然防止に取り組みます。

- ①学校教育における教育を充実します。 (健康福祉課)
- ②若年層への予防啓発（デートDV防止講座の開催）を行います。 (健康福祉課)

3. ハラスメント防止対策の推進

職場などにおける、あらゆるハラスメントの防止に向けた対策を推進します。

第4章 具体的な取組

①職場におけるセクシャル・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止についての周知・研修を奨励します。(企画財政課)

②働く女性の妊娠・出産に関わる男女雇用機会均等法や労働基準法の規定の遵守について周知します。(健康福祉課)

4. 相談・支援体制の強化及び関係団体との連携

島根県や関係機関と連携した取り組みを強化します。

①相談担当者の研修による資質向上を図ります。(健康福祉課)

②被害者に対する支援体制を充実させます。(健康福祉課)

③島根県・民間団体との連携を強化します。(健康福祉課)

■重点目標 8

生涯を通じた男女の健康づくり

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、思いやりを持ちながら、健康で自立した生活をおくることが、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。男女が生涯にわたり、健康に過ごせるよう支援します。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 思春期・若年期における健康づくり

エイズや性感染症予防のための知識の普及啓発、薬物の乱用防止に取り組みます。

①学校における子どもの発達段階に応じた性教育を推進します。(健康福祉課)

②エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。(健康福祉課)

③若年層への薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。(健康福祉課)

④未成年の飲酒及び喫煙防止に向けた環境づくりと啓発活動を行います。(健康福祉課)

2. 妊娠・出産などに関する健康支援

地域において安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

①妊婦相談体制を整備します。(健康福祉課)

②妊婦初期からの医療機関などと連携した支援を充実させます。(健康福祉課)

③妊婦検診の支援体制を充実させます。(健康福祉課)

④不妊に悩む方への相談や特定・一般不妊治療費の一部を助成します。(健康福祉課)

第4章 具体的な取組

3. 中高年期における健康づくり

生涯を通じた健康づくりのため、健康相談、各種健康教室、介護予防などに取り組みます。

①生涯を通じた男女の健康支援のための健康教育・相談支援体制の充実や、各種検診の受診率を高めます。 (健康福祉課)

②健康診断・各種がん検診を充実させます。 (健康福祉課)

③健康教育や相談体制を整備します。 (健康福祉課)

④高齢者の健康づくり、介護予防を充実させます。 (健康福祉課)

⑤文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進や支援をします。 (教育委員会)

⑥世代間交流を充実させます。 (教育委員会)

第5章

計画の推進

- 1 庁内推進体制
- 2 関係機関との連携
- 3 計画の進行管理・公表

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画施策は、行政の各分野にわたる横断的な性格を有します。庁内の関係課が情報の共有と連携を図り、本計画にもとづいて、総合的、計画的、効率的に推進します。

2 関係機関との連携

国や県、近隣市町村と連携を強化し、連動した推進体制で社会全体の男女共同参画推進に努めます。

3 計画の進行管理・公表

男女共同参画に関する施策の実施状況や目標数値の達成状況などを取りまとめて、毎年結果を公表します。

また美郷町民に対する意識調査を5年おきに実施し、住民の意識変化や行政への要望を把握し、計画の評価を行います。